

第 5 章

不当労働行為事件の審査

第1節	概 況	-----	39
第2節	審査事件の概要	-----	43
第3節	行政訴訟事件の概要	-----	48
第4節	再審査事件の概要	-----	48

第5章 不当労働行為事件の審査

第1節 概 況

1 審査期間の目標、目標の達成状況及び審査の実施状況

(1) 審査期間の目標

当労働委員会では、審査期間の目標を、「1年（ただし、単純な団交拒否事件については、早期終結の努力をする。）」としている。

(2) 審査の実施状況

平成27年中に係属していた事件は計2件で、いずれも平成27年中に終結（関与和解）した。

① 審査事件の内訳

26年からの繰越件数	2件
新規申立件数	0件
係属件数合計	2件
終結件数	2件
28年への繰越件数	0件

② 審査事件の概要

番号	事件番号	申立年月日	申立事項	調査回数	審問回数	終 結 状 況		
						終 結 年月日	終 結 区分	申立から終結までの日数
1	26(不)1号	26.5.12	・団交拒否	6回	—	27.3.9	関与和解	302日
2	26(不)2号	26.5.12	・団交拒否	6回	—	27.4.27	関与和解	351日

2 不当労働行為事件処理状況（過去5年分）

第1表 申立人別取扱件数（新規受付分）

年次 申立人	23年	24年	25年	26年	27年	備考
個人	—	—	—	—	—	
組合	2	2	1	2	—	
個人・組合	—	—	—	—	—	
合計	2	2	1	2	—	

第2表 申立条項別取扱件数（新規受付分）

年次 申立条項	23年	24年	25年	26年	27年	備考
労組法7条1号	1	1	—	—	—	
2号	2	1	1	2	—	
3号	1	1	—	—	—	
4号	—	—	—	—	—	
合計	4	3	1	2	—	

（注）複数条項に該当している事件があるため、申立件数と合致しない。

第3表 業種別取扱件数（新規受付分）

年次 申立人	23年	24年	25年	26年	27年	備考
社会福祉事業	2	1	—	—	—	社会福祉法人桜福社会 (有)ユーパロ
電子部品製造業	—	1	1	—	—	北光金属(株)
総合工事業	—	—	—	2	—	前田建設工業(株)外2社
合計	2	2	1	2	—	

第4表 企業規模別取扱件数（新規受付分）

年次 企業規模別	23年	24年	25年	26年	27年	備 考
29人以下	1	—	—	—	—	
30～49人	—	—	—	—	—	
50～99人	1	2	1	—	—	
100～299人	—	—	—	—	—	
300～499人	—	—	—	—	—	
500～999人	—	—	—	—	—	
1,000人以上	—	—	—	2	—	
合 計	2	2	1	2	—	

※労働組合法第7条違反

- ・ 1号違反 不利益取扱い又は労働組合に加入せず、若しくは労働組合から脱退することを雇用条件とすること
- ・ 2号違反 団体交渉拒否
- ・ 3号違反 支配介入又は経費援助
- ・ 4号違反 不当労働行為救済申立てをしたことを理由とする不利益取扱い

第5表 不当労働行為事件の処理状況

年次		23年	24年	25年	26年	27年	合計	平均	
係属件数	前年から繰越	—	2	1	—	2	5	1.0	
	新規申立	2	2	1	2	—	7	1.4	
	係属計	2	4	2	2	2	12	2.4	
	移送	—	—	—	—	—	—	—	
最終事件数	取 下 和 解	和解以外の 取下げ	—	1 (110)	1 (63)	—	—	2 (87)	0.4
		関与 和解	—	1 (212)	—	—	2 (327)	3 (288)	0.6
		自主 和解	—	—	—	—	—	—	—
		計	—	2 (161)	1 (63)	—	2 (327)	5 (207)	1.0
	命 令 決 定	全救部 済	—	—	1 (367)	—	—	1 (367)	0.2
		一救部 済	—	1 (289)	—	—	—	1 (289)	0.2
		棄却	—	—	—	—	—	—	—
		却下	—	—	—	—	—	—	—
		計	—	1 (289)	1 (367)	—	—	2 (328)	0.4
	終結計	—	3 (204)	2 (215)	—	2 (327)	7 (228)	1.4	
翌年へ繰越	2	1	—	2	—	5	1.0		

(注) () 内の数字は、平均処理日数。

※和解について

- ・ 関与和解 労働委員会の働きかけにより当事者間に協定が締結されて和解する場合
- ・ 自主和解 当事者間の自主交渉のみで和解が成立する場合

第 2 節 審査事件の概要

1 福劳委平成26年（不）第1号

前田建設工業（ふくしま連帯労働組合）事件

（7条2号）

当 事 者	申 立 人			被 申 立 人			
	○全国一般労働組合全国協議会ふくしま連帯労働組合 （組合員数） 70名			○前田建設工業株式会社 （従業員数） 2,756名 （H25.3現在） （業 種） 総合工事業 ○株式会社鴻池組 （従業員数） 1,547名 （H24.9現在） （業 種） 総合工事業 ○大日本土木株式会社 （従業員数） 777名 （H26.4現在） （業 種） 総合工事業			
受理年月日	平成26年 5月12日			終結年月日		平成27年 3月 9日	
審問回数	－	調査回数	6回	処理日数	302日	終結区分	関与和解
請求する救済の内容	<p>1 被申立人前田建設工業株式会社、株式会社鴻池組及び大日本土木株式会社は、申立人全国一般労働組合全国協議会ふくしま連帯労働組合が2014年3月14日に申し入れた、要求内容を「組合員の特殊勤務手当（危険手当）・時間外労働手当・休業手当を、下請け企業を指導して確実に支払わせること、下請け会社が支払わない場合においては、特殊勤務手当（危険手当）につき被申立人が支払うこと、時間外労働手当・休業手当につき被申立人が相当額を支払うこと」とする団体交渉に誠実に応じなければならない。</p> <p>2 被申立人前田建設工業株式会社、株式会社鴻池組及び大日本土木株式会社は、申立人に対し、「会社が行った団体交渉拒否の行為は、福島県労働委員会において、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為であると認定されました。今後は、このような行為を繰り返さないよう誓約いたします。また会社は、労働組合と十分協議し未払い賃金等が発生しないよう努めます。」旨の文書を手交するとともに縦1メートル、横2メートルの白紙一杯に明瞭に墨書して、本社並びに東北支店の正面玄関の職員が見やすい場所に14日間掲示しなければならない。</p> <p>との命令を求める。</p>						

審査委員	審査委員長 平石典生 審査委員 伊藤宏	参与委員	(労) 鈴木三男 田母神正広 (使) 佐藤卓也 豊田和夫
------	------------------------------	------	---------------------------------------

* 申立人の組合員数は、申立時のもの。

(1) 申立ての要旨

国（環境省）が発注した除染作業工事の下請会社の従業員であった4名が加入する全国一般労働組合全国協議会ふくしま連帯労働組合（以下、「申立人組合」という。）が、下請会社等に特殊勤務手当（危険手当）等の支払いを求めたが支払われなかったため、元請である共同企業体の構成員3社（以下、「被申立人ら」という。）のうちの1社である前田建設工業株式会社（以下、「被申立人前田建設工業」という。）に対し、申立人組合が掲げた各要求について、下請会社に影響力ないし支配力を及ぼしていることから、雇用主でなくとも元請として団体交渉に応ずるよう申し入れた。この申し入れに対して、被申立人前田建設工業は「前田・鴻池・大日本土木特定建設工事共同企業体」（以下、「3社JV」という。）名により団体交渉に応じる法的義務がない旨を回答し、団体交渉に応じなかったことは、労働組合法第7条2項の不当労働行為（団交拒否）である。

※ 3社JVの残り2社である株式会社鴻池組（以下、「被申立人鴻池組」という。）、大日本土木株式会社（以下、「被申立人大日本土木」という。）も、後に被申立人として追加された。

(2) 被申立人らの主張の要旨

本件請求を却下する。

元請は3社JVであり、被申立人前田建設工業ではない。被申立人前田建設工業は、3社JVの代表者ではあるが、本件救済申立ての団体交渉事項について、3社JVを代表して対応する権限はなく、当事者適格を有しない。被申立人鴻池組及び被申立人大日本土木は申立人組合から団体交渉を要求された事実はない。

申立人組合が要求している特殊勤務手当等の支払い義務者は雇用主であり、被申立人ら元請ではない。工事全体を受注している元請が、下請会社の工事を指揮・監督することは委託者として当然の権利であり、発注者に対する義務でもあるが、被申立人ら3社JVは、下請会社の雇用する作業員を直接指揮監督しておらず、使用者性は否定されるべきである。

(3) 審査経過

平成26年 7月31日	第1回調査	主張・争点の整理等
9月24日	第2回調査	主張・争点の整理等
9月30日	当事者（被申立人）追加決定	
11月17日	第3回調査	主張・争点の整理等
12月25日	第4回調査	主張・争点の整理、和解協議等
2月10日	第5回調査	和解協議

(4) 終 結 状 況

平成27年3月9日、第6回調査において、和解協定が締結された。これに伴い、申立人から同日付けで取下書が提出され、本事件は終結した。

2 福劳委平成26年（不）第2号

前田建設工業（いわき自由労働組合）事件

(7条2号)

当 事 者	申 立 人			被 申 立 人			
	○全国一般労働組合全国協議会 いわき自由労働組合 (組合員数) 50名			○前田建設工業株式会社 (従業員数) 2,756名 (H25.3現在) (業 種) 総合工事業 ○株式会社鴻池組 (従業員数) 1,547名 (H24.9現在) (業 種) 総合工事業 ○大日本土木株式会社 (従業員数) 777名 (H26.4現在) (業 種) 総合工事業			
受理年月日	平成26年 5月12日			終結年月日		平成27年4月27日	
審問回数	—	調査回数	6回	処理日数	351日	終結区分	関与和解
請求する救済の内容	1 被申立人前田建設工業株式会社、株式会社鴻池組及び大日本土木株式会社は、申立人全国一般労働組合全国協議会いわき自由労働組合が2014年3月14日に申し入れた、要求内容を「組合員の特殊勤務手当（危険手当）・時間外労働手当・休業手当を、下請け企業を指導して確実に支払わせること、下請け会社が支払わない場合においては、特殊勤務手当（危険手当）につき被申立人が支払うこと、時間外労働手当・休業手当につき被申立人が相当額を支払うこと」とする団体交渉に誠実に応じなければならない。 2 被申立人前田建設工業株式会社、株式会社鴻池組及び大日本土木株式会社らは、申立人に対し、「会社が行った団体交渉拒否の行為は、福島県労働委員会において、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為であると認定されました。今後は、このような行為を繰り返さないよう誓約いたします。また会社は、労働組合と十分に協議し未払い賃金等が発生し						

	ないよう努めます。」旨の文書を手交するとともに縦1メートル、横2メートルの白紙一杯に明瞭に墨書して、本社並びに東北支店の正面玄関の職員が見やすい場所に14日間掲示しなければならない。 との命令を求める。		
審査委員	審査委員長 平石典生 審査委員 伊藤宏	参与委員	(労)鈴木三男 田母神正広 (使)佐藤卓也 豊田和夫

* 申立人の組合員数は、申立時のもの。

(1) 申立ての要旨

国（環境省）が発注した除染作業工事の下請会社の従業員であった3名が加入する全国一般労働組合全国協議会いわき自由労働組合（以下、「申立人組合」という。）が、下請会社等に特殊勤務手当（危険手当）等の支払いを求めたが支払われなかったため、元請である共同企業体の構成員3社（以下、「被申立人ら」という。）のうちの1社である前田建設工業株式会社（以下、「被申立人前田建設工業」という。）に対し、申立人組合が掲げた各要求について、下請会社に影響力ないし支配力を及ぼしていることから、雇用主でなくとも元請として団体交渉に応ずるよう申し入れた。この申し入れに対して、被申立人前田建設工業は「前田・鴻池・大日本土木特定建設工事共同企業体」（以下、「3社JV」という。）名により団体交渉に応じる法的義務がない旨を回答し、団体交渉に応じなかったことは、労働組合法第7条2項の不当労働行為（団交拒否）である。

※ 3社JVの残り2社である株式会社鴻池組（以下、「被申立人鴻池組」という。）、大日本土木株式会社（以下、「被申立人大日本土木」という。）も、後に被申立人として追加された。

(2) 被申立人の主張の要旨

本件請求を却下する。

元請は3社JVであり、被申立人前田建設工業ではない。被申立人前田建設工業は、3社JVの代表者ではあるが、本件救済申立ての団体交渉事項について、3社JVを代表して対応する権限はなく、当事者適格を有しない。被申立人鴻池組及び被申立人大日本土木は申立人組合から団体交渉を要求された事実はない。

申立人組合が要求している特殊勤務手当等の支払い義務者は雇用主であり、被申立人ら元請ではない。工事全体を受注している元請が、下請会社の工事を指揮・監督することは委託者として当然の権利であり、発注者に対する義務でもあるが、被申立人ら3社JVは、下請会社の雇用する作業員を直接指揮監督しておらず、使用者性は否定されるべきである。

(3) 審査経過

平成26年 7月31日 第1回調査 主張・争点の整理等

9月24日	第2回調査	主張・争点の整理等
9月30日	当事者（被申立人）追加決定	
11月17日	第3回調査	主張・争点の整理等
12月25日	第4回調査	主張・争点の整理、和解協議等
3月9日	第5回調査	和解協議
4月27日	第6回調査	和解協議・和解協定書の締結

(4) 終 結 状 況

平成27年4月27日、第6回調査において、和解協定が締結された。これに伴い、申立人から同日付けで取下書が提出され、本事件は終結した。

第 3 節 行政訴訟事件の概要

1 係属事件の状況

平成 27 年に当委員会の命令に係る行政訴訟事件はない。

第 4 節 再審査事件の概要

1 再審査事件

平成 27 年に中央労働委員会に係属していた当委員会の命令に係る再審査事件はない。

2 再審査事件に係る行政訴訟

平成 27 年に当委員会の命令に係る中央労働委員会の再審査命令に対する行政訴訟はない。